公示第　　5　　号

公　　告

下記の書類は、受取人の住所・居所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、この書類は当所に保管してありますから、該当者はいつでも申し出て交付を受けてください。

令和　8　年　11　月　20　日

埼玉県川越県税事務所長

記

送達する書類名	地方税法第72条の66の規定に基づく書類

文書番号（納税番号）	受取人 住所	受取人 氏名
045244658		山田 義明

（注）　地方税法第20条の2第3項の規定により、この公告をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。